本号で公布された法令のあらまし

◇国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（法律第二九号）（国会）

1　文書通信交通滞在費の名称を調査研究広報滞在費に改めることとした。（歳費法第九条第一項関係）

2　調査研究広報滞在費は、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うために支給することとした。（国会法第三八条及び歳費法第九条第一項関係）

3　調査研究広報滞在費の支給について、任期満限、辞職、退職又は除名の場合には、日割計算に改めることとした。（歳費法第一一条関係）

4　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇裁判所職員定員法の一部を改正する法律（法律第三〇号）（法務省）

1　判事補の員数を四〇人減少することとした。（第一条関係）

2　裁判官以外の裁判所の職員の員数を二六人減少することとした。（第二条関係）

3　この法律は、令和四年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律（法律第三一号）（法務省）

1　裁判官が同一の子について育児休業をすることができる回数（当該子の出生の日から裁判官が産後の休業をすることができる期間を考慮して最高裁判所規則で定める期間内に、裁判官（当該期間内に当該子の出産により産後の休業をした裁判官を除く。）が当該子についてした最初の育児休業及び二回目の育児休業に係るものを除く。）を、最高裁判所規則で定める特別の事情がある場合を除き、二回以内とすることとした。（第二条第一項関係）

2　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法律

国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年四月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第二十九号

国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

（国会法の一部改正）

第一条　国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等の」を「国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行う」に改める。

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正）

第二条　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等の」を「国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行う」に、「文書通信交通滞在費」を「調査研究広報滞在費」に改め、同条第二項中「文書通信交通滞在費」を「調査研究広報滞在費」に改める。

第十一条中「（第四条の二を除く。）」を削り、「文書通信交通滞在費」を「調査研究広報滞在費」に改め、同条後段を削る。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第二条の規定による改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第九条第一項の規定によるこの法律の施行の日の属する月分の文書通信交通滞在費は、第二条の規定による改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第九条第一項の規定による同月分の調査研究広報滞在費とみなす。

内閣総理大臣　岸田　文雄

裁判所職員定員法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年四月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄